

# 一般社団法人 地域ケア総合研究所 会員規定

## (目的)

第1条 この規定は一般社団法人 地域ケア総合研究所（以下研究所という）の運営する会員組織に必要な事項を定める

## (会員)

第2条 研究所の目的に賛同し、入会し研究所の会員として学び、活動を支援する者を会員とする。会員種別は下記とする。

ただし、会員は、総会等における議決権は有しない（定款14条により議決権は理事のみ有する）

- (1) 法人会員 研究所の会員規定に賛同する、医療・福祉・介護・地域活動分野に属する法人。
- (2) 個人会員 研究所の会員規定に賛同する個人
- (3) パートナー会員  
研究所の会員規定に賛同し、研究所の活動を支援・協力するパートナー企業・法人。
- (4) 賛助会員 研究所の会員規定に賛同し、研究所の活動を支援する人

## (入会)

第3条 法人・個人・パートナー会員及び賛助会員として入会しようとする者は、研究所の定める入会申込書を研究所に提出することとする。

## (入会の不承認)

第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

## (反社会的勢力の排除)

第5条 研究所および会員は、入会申込時および入会後において次の各号を表明します。

- (1) 従業員、株主及び取引先等（以下「関係者」という。）には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及び暴力団員に類するもの、または暴力団員ではないが、現にその組織と関係のある者及び過去にその組織と関係があった者が主宰・参加する政治活動標榜団体、社会運動標榜団体の所属員（以下「反社会的勢力」と総称する。）が存在しないこと
- (2) 直接・間接を問わず、反社会的勢力が経営に関与している事実がないこと及び今後もそのような者に経営に関与させないこと
- (3) 資金提供その他の行為を行うことを通じて、反社会的勢力の維持・運営に協力もしくは関与している事実がないこと
- (4) 意図して反社会的勢力と交流を持っている事実がないこと
- (5) 公益に反する業務を行っておらず、今後も行わないこと

(義務)

第6条 会員は研究所の目的を遵守し、研究所の活動を支援することとする

2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は会費規程に従う。

3 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに研究所へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第7条 会員としての権利は、前項の年会費の納入が完了した時に発生するものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第9条 会員は、研究所が承認した場合を除き、研究所を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者へ譲渡して使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

(1) 研究所に所定の退会届を提出したとき。

(2) 法人・団体の会員又は賛助会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。

(3) 個人会員の場合、本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 所定の会費を継続して2年間に渡り滞納が生じたとき。

(会費の返還)

第11条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した会費は一切返還しない。

(再入会)

第12条 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、研究所がそれを認めたときは、再入会が認められる。ただし、滞納金がある場合においては清算後の入会とする。

2 再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または研究所に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、研究所は理事会の議決により会員を除名することができる。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から実施する。

## 会員区分・会費について

会員の区分による入会金・年会費その他の事項を下記の通りとする

	年会費	会員専用ページ ID付与	研修会等 会員割引
法人会員 A (従業員 50 名未満) B ( 150 名未満) C ( 150 名以上)	24,000 円 36,000 円 48,000 円	あり あり あり	20% *1
個人会員 (一般市民、住民主体の NPOを含む各種任意団体で国 の制度に基づく事業を実施しな い団体)	12,000 円	あり	20%
パートナー会員	24,000 円	あり	20%
賛助会員	一口 20,000 円 一口以上	なし	なし

\*1 顧問契約法人は20%割引です。(会員で顧問契約された法人は40%割引になります)

\*2 年度途中での入会については、法人会員・個人会員のみ月割りでの請求とする  
パートナー会員・賛助会員については、年度途中での入会においても、一律とする

## 会員向けメニュー

### 1、専用ページでの情報提供

ホームページでの情報提供 (会員専用ページにより、多種多様な情報を収集することができる)

\* 主な情報提供内容

制度関連の通知・最新情報・研修会資料・先進事例等

### 2、メールでの情報提供 毎月1回以上の情報提供メール発信

登録可能メールアドレス 最大登録数

法人会員 A	1つ	*基本はメールでの情報提供とします。
B	2つ	
C	3つ	
個人会員	1つ	
パートナー会員	2つ	
賛助会員	1つ	

\* メールアドレス等に変更がある場合には、必ず当研究所までご連絡ください。

\* 最大登録数以上にメールアカウントをご希望の場合は、1アカウントあたり1000円/年間とします。  
オプションについては、月割りはございません。ご希望の方は当研究所までご連絡ください。

### 3、寺子屋・研修会・シンポジウム等の開催

会員割引での参加や会員だけの特別企画の研修に参加することができます

各分野の専門講師の派遣。パートナーや客員研究員等や当研究所の幅広いネットワークを活用し、皆様のご要望に適した各分野のスペシャリストを派遣いたします（別途研修費用は要）

（主な研修メニュー）

経営者寺子屋（経営に関する全般）

シームレスケア・地域マネジメント寺子屋（地域でマネジメントできる人材を育成）

医療と介護の報酬体系及び同時改定を学ぶ寺子屋

キャリア段位・キャリアパス構築研修

ケアマネジメント研修 等

#### 4、 事業支援

会員からの相談を受けて、会員の課題に対する適切な支援を検討・助言いたします。

基本的な相談は無料にて受け付けますが、訪問が必要なもの、または相談の内容により別途有料となります。